

回 覧

堀崎町自治会 会員各位

堀 崎 町 自 治 会
会 長 山田和幸
担当副会長 白石尚利
厚生保健部長 瀧口修一
連絡先：080-9200-3381

『堀崎町自治会秋のバスハイク参加申し込みご案内』

日頃より堀崎町自治会の活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難う御座います。先月お知らせしたバスハイク参加申し込みのご案内をさせていただきます。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

(記)

1. バスハイクについて

- ・バスハイク名称：「茨城へ行こう！！」
- ・日 程：2026年9月27日（日） 08:20～17:00
- ・訪問先：つくばエキスポセンター、筑波山、道の駅常総

※裏面に簡単な旅程表があります。

- ・費 用：大人一人様 ¥6,000.、子供（3歳児以上）¥4,500.、（食事代、害保険、他）
- ・募集人数：80名（大型バス2台）※基本的に定員に達し次第締め切らせて頂きます。
- ・持ち物等：歩きやすい服装と靴で参加下さい。万が一の雨具をご用意下さい。飲み物等（行きと帰り1本のソフトドリンク或いは酒類・おやつ）を当日配布致します。

2. 募集スケジュールについて

- ・7月末の回覧文書にて8月第一週より申し込み受付開始予定。
- ・地区ごとに8月21日までに受付を完了し8月27日迄に各地区厚生保健部員に申込書と参加費をご持参下さい。8月28日に申し込み人数を確定して旅行会社へ連絡します。昨年同様申込と集金を同時にして頂くようお願い致します。

※詳細については参加申込書をご確認下さい。

3. 申し込み及び費用の集金について

- ・各地区の班長様に班ごとに集金して頂きます。班長様には大変お手数をかけますが、別添申込書を回覧頂き、申込書と参加費を各地区厚生保健部担当へ持って来て頂きます。
- ※1. 各地区班長様は申込が無い場合でも、申込書を持参頂くか厚生保健部地区担当にその旨連絡をお願い致します。
- ※2. 参加の確認及び集金が遅れる場合は、直接厚生保健部長瀧口まで連絡下さい。

4. ご質問等について

- ・お手数ですがご不明な点は厚生保健部長瀧口まで連絡下さい。宜しくお願い致します。
- ご参加を心よりお待ちしております。

以 上

Create 2026年 6月13日
Update 2026年 7月 9日

旅程表

堀崎町自治会 御一行様

実施場所 茨城へ行こう！（茨城県）

期間 2026年 9月27日(日)

MTツーリスト

有限会社MTプラン・システム
埼玉県知事登録旅行業第3-1114号
日本旅行業協会(JATA)協力会員
埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-325

TEL 048-778-9433

FAX 048-778-9457

担当 川田 祐弘

(総合旅行業務取扱管理者)

携帯 090-8947-4859

日次	行 程
1	7:30配車:集合7:40出発8:20 9:45(見学10:00~11:20) 配車地 岩槻IC~東北・外環・常磐自動車道~桜土浦IC つくばエキスポセンター (休憩1回) (見学) 12:00 14:00 14:40 15:10 17:00 筑波山「レストセンターつくば」 道の駅常総 常総IC~圏央・東北自動車道~岩槻IC 配車地 (昼食・ロープウェイ) (買物) (休憩1回・蓮田SA) *又は 神田屋 ■配車地 堀崎団地内 三角遊水地 ■見学 つくばエキスポセンター ■昼食 レストセンターつくば 問い合わせ回答待ち ■買物 道の駅常総

【2026年度健康バスハイク参加申し込み書】

1. バスハイク参加希望の方は下記申し込みにご記入下さい。
2. 他のご家族と一緒にの席をご希望の方は、備考に記入下さい。
3. 各班の班長様にはお手数ですが、申し込みされた方からの集金をお願い致します。
8月27日までに下記各地区の厚生保健部員に申込書と参加費をご持参ください。
- ※班長様は参加者がいない場合でも、その旨各地区厚生保健部員に連絡をお願いします。
4. 厚生保健部員の方は、8月28日までに参加者リストを瀧口まで持参ください。
5. 不明な点が有りましたら、瀧口（08092003381）迄連絡を頂たく。
- ※平日は不在にしていますので、直接電話にて連絡をお願いします。

《各地区バスハイク担当厚生保健部員》

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 A-4 栗山さん | 3-2 新井さん |
| 1 B-4 干場さん | 4-1 伊多波さん |
| 1 C-17 五十洲さん | 5-5 川岸さん |
| 2 A-4 加藤さん | 6-12 松本さん |
| 2 B-6 鎌野さん | 7-4 岡田さん |
| 2 C-12 豊田さん | 8-9 宮崎さん |

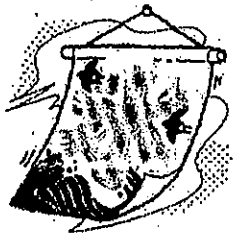
※連絡先等については評議員資料或いは会員名簿をご確認下さい。

地 区	班	お名前	連絡先	性別	区別	お酒	領収	備考
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			
				男・女	大人・子供			

※お子様のご参加は原則3歳以上でお願い致します。

※お酒を召し上がる方と領収書が必要な方はチェックして下さい。

※ご家族でお申し込みの場合でも、お手数ですが一名づつご記入下さい。



おおわだ

令和8年8月号
大宮東警察署
682-0110
大和田交番
683-4247

【担当地域】大和田町1丁目・2丁目、堀崎町

屋根の点検商法に注意を!!

点検商法は「近所で行う工事のあいさつに来ました。」など言ってお突然訪問し「お宅の屋根の釘が浮いています、点検します。」「このままだと近所に迷惑がかかるよ。」などと不安をあおって、望んでいない高額な屋根工事を契約させる手口です。

◎ 突然訪問して来た業者には安易に点検させないようにしましょう。

◎ 断っても帰らない時は、110番通報を!

雨天時の通行は慎重に!

雨の日は、自転車の方はカッパのフードで、歩行者の方は傘で、周りの様子が見づらくなります。

また、雨で道路冠水すると縁石や障害物が見えづらくなり、衝突するおそれがあります。

雨天時は、スピードを出さず、慎重に通行しましょう。

お盆期の免許窓口は大混雑

8月のお盆の時期は、運転免許センターや大宮東警察署の免許窓口は大変混雑します。

運転免許更新は誕生日の前後一か月間手続きができますので、繁忙期を避けた更新をおすすめします。

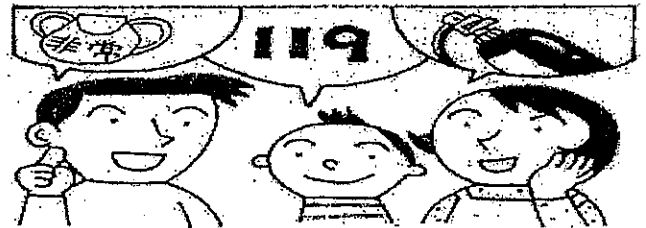
運転免許センター

☎ 048-541-1234



防災週間 8月30日～9月5日

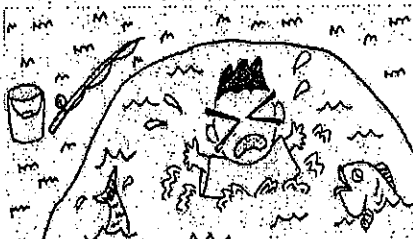
毎年8月30日から9月5日は、防災週間です。災害は、いつ何時発生するかわかりません。日頃から、非常時に備えて家族で話し合っておきましょう。



山の事故、水の事故にご注意ください

登山の際には登山届を提出し、山の標高に合わせた装備を調整しましょう。

登山届は電子申請も可能です。



海なし県の埼玉県でも、水の事故は発生しています。子供たちだけで、河川や池のそばで遊ばせないでください。

交番の主な取り扱い

6月15日～7月14日(概数)

- 自転車盗 2件
- 器物損壊 5件
- 物件事故 16件
- 人身事故 8件

※数値は交番での取扱件数であり認知件数とは異なります。

見沼区内の事件・事故に関する情報や、警察署からのお知らせなどをホームページに掲載しています。

埼玉県警察ホームページ⇒
大宮東警察署





地震が起きたら！

わが家は大丈夫？

無料でできる耐震診断

平成12年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に、
さいたま市が無料で耐震診断員を派遣します！

今年度の申込み締め切り

12月末日まで
ただし、予定件数に
達しだい終了



兵庫耐震工学研究センターで行われた昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の実物を使い、兵庫県南部地震で記録された地震波を加える実験の結果です。

昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて、構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は大地震に対する耐震性能が不足している可能性があります。

（問い合わせ先・申請書の郵送先）

さいたま市役所 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1539 Fax 048-829-1982

（申込先）※申請書も用意してあります。

- 建築総務課（さいたま市役所10階）
- 建築指導課（大宮区役所6階、中央区役所別館2階）
- 各区役所のくらし応援室

さいたま市ホームページから電子申請も可能です。

申込み方法「電子申請システム」のリンクからお申込みください。



あわせて点検！お宅の塀は安全ですか？

さいたま市既存ブロック塀等改善事業

道路等に面している、個人などが所有する危険なブロック塀等の除却・建替え工事の費用の一部を助成します。

※事前に申請が必要です。予算の範囲内で助成します。

＜助成額＞

上限を30万円とし、次のうちいずれか低い額

①除却又は建替え工事に要した金額の2/3

②対象工事ごとの施工単価により算出した金額の2/3

詳しくは、各建築指導課へ
お問い合わせください

《北部》048-646-3235

《南部》048-840-6236



耐震診断はどのように行われるのですか？

現地調査は、目視による調査を原則とします。

- ・ 屋内の調査は、浴室やトイレなども含めて壁等の状況を確認しますので、立会をお願いします。報告書用の写真撮影をしますので、プライバシーに係わる部分については、あらかじめ診断員にお申し出ください。
- ・ 小屋裏や床下の点検口の状況により、診断員が中に入り調査をおこないます。
- ・ 特別な測定器具は使用しませんが、照明器具等を使用する場合がありますので、ご協力をお願いします。



外部からの状況確認

- ・ 地盤の状況
- ・ 基礎の状況
- ・ 外壁及び屋根等の状況

※調査対象の建物のひび割れ等を簡易に計測し、状況写真を撮影します。



屋内の状況確認、設計図書との照合

- ・ 間取りの確認
- ・ 壁や窓の位置、大きさ等の確認
- ・ 仕上げ材料の確認

※設計図書がない場合は、現状の間取り等を確認し、平面図を作成します。



小屋裏の柱や梁の状態を確認

- ・ 押入れの天袋などの点検口から小屋裏の施工状況を確認します
- ・ 壁の仕上げ材料や筋交い等も可能な範囲で確認します

※点検口がない場合は、設計図書等から推測します。



床下点検口からの状況確認

- ・ 和室の畳を上げ、下地の板を外して床下の施工状況を確認します。
- ・ 台所に床下収納庫がある場合は、収納ケースを取り外すことができれば、そこから床下の施工状況を確認します。

耐震診断の結果を報告します

- ・ 耐震診断員は現地調査の結果を精査して、（一財）日本建築防災協会の診断プログラムを使って、耐震診断を行います。
- ・ 耐震診断の結果は「耐震診断報告書」として冊子にまとめてお渡しします。
- ・ 「耐震診断報告書」を耐震診断員が直接お渡しに伺いますので、報告内容に不明な点があれば、耐震診断員に聞いてください。

倒壊する可能性がある場合

- ・ 診断の結果、耐震性の評点が1.0を下回る場合、大地震で倒壊する可能性があるとして診断されます。
- ・ 倒壊しない住宅にするため、耐震補強設計と補強工事の助成制度があります。

※耐震補強設計・工事は別途、業者との契約が必要です。
また、事前にさいたま市への申請が必要になりますので、詳しくはさいたま市の担当にお問い合わせください。





住民票の写し等の不正取得を防止するために 本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは？

さいたま市に住民登録や本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る本籍を記載した住民票の写し等を代理人及び第三者に交付したとき、その事実を本人にお知らせする制度です。交付の事実を本人が知ることにより、不正取得の早期発見が期待されます。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造防止や不必要な身元調査等の抑止につながります。

【登録できる方】

申込日現在、さいたま市に住民登録（消除された住民票を含む）されている方
申込日現在、さいたま市に本籍（除かれた戸籍を含む）がある方

【受付窓口と取扱時間】

住民登録地又は本籍地の区役所の区民課 ※支所・市民の窓口では受付できません。

月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）、休日窓口の開設日（原則、毎月最終日曜日）

午前8時30分～午後5時15分

※郵送又は電子申請による申請も可能ですが、詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。

【手続きに必要なもの】

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

※代理人の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類

法定代理人の場合は、戸籍謄本又は後見登記事項証明書等資格を証するもの及び
代理人の本人確認書類

【通知の対象となる証明書】

本籍を記載した住民票の写し・本籍を記載した住民票記載事項証明書・

本籍を記載した戸籍の附票の写し・戸籍謄本及び抄本・戸籍記載事項証明書

【通知する内容】

証明書の交付年月日・交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本等）・

交付通数・交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

【問い合わせ先】

西区区民課	048-620-2634 (FAX)620-2768	北区区民課	048-669-6034 (FAX)662-8950
大宮区区民課	048-646-3034 (FAX)640-1100	見沼区区民課	048-681-6034 (FAX)681-6160
中央区区民課	048-840-6034 (FAX)854-3462	桜区区民課	048-856-6144 (FAX)856-6271
浦和区区民課	048-829-6069 (FAX)829-6234	南区区民課	048-844-7144 (FAX)844-7278
緑区区民課	048-712-1144 (FAX)712-1271	岩槻区区民課	048-790-0136 (FAX)790-1102
区政推進部	048-829-1833 (FAX)829-1992		

【裏面につづく】

本人通知制度（よくある質問）

Q 登録をすると住民票の写し等を知らない人に取られないようにできるのですか？

A 住民基本台帳法又は戸籍法において、第三者が住民票の写し・戸籍謄（抄）本等（以下「証明書」という）を請求することができる場合が定められています。また、本人からの委任状で委任されている代理人も請求することができます。

このため、本人以外に証明書を全く交付しないという制限を設けることはできません。また、第三者から登録者に関する証明書の請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度でもあります。

Q 証明書を第三者が取得できるのはどのような場合ですか？

A 住民基本台帳法又は戸籍法において、第三者が契約等に基づく「権利の行使」や「義務の履行」のため、証明書を請求することを認めています。

【住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるものの例】

・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合

・生命保険会社、企業年金等が満期となった生命保険金、年金等の支払いのために契約者、年金受給者等の住民票の写しを取得する場合

【戸籍法第10条の2第1項の正当な理由にあたるものの例】

・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）による死に債務者の相続人特定

・生命保険会社による保険金受取人である法定相続人の特定

※上記のような第三者による請求は、請求時に使い道を裏付ける資料を提示していただき、審査した上で交付の可否を決めています。

※本人から委任状で委任されている方は、第三者ではなく代理人となります。代理人からの請求の場合も通知の対象となります。

Q ハ業士とはどのような業種の方ですか？

A ハ業士は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8業種のことを言います。このハ業士は、受任している業務を遂行する目的で証明書を取得することができます。

Q 登録者を含まない証明書が交付された場合、通知はどのようにになりますか？

A 登録者本人が含まれない場合、通知の対象にはなりません。

《例》Aさん（登録済）、Bさん（登録済）、Cさん（未登録）の3人世帯の場合で、Cさんのみ記載の住民票（本籍記載）が交付された場合。

Q 登録していても通知がされない場合があると聞きました。どのような場合ですか？

A 国、自治体などが業務上必要なものとして請求する（公用請求）場合や、登録者を訴える相手方とする訴訟の準備として弁護士からの請求があった場合などです。なお、登録者からの委任状により代理人として請求があった場合は必ず通知します。

Q 登録から通知までの流れはどのようにになりますか？

A 通知までの流れは次のとおりです。

- ① 住民登録地又は本籍地の区役所区民課で登録の手続き
- ② 通知対象となる証明書（登録者が記載されたもの）を本人の代理人又は第三者が請求
- ③ 請求書等を審査の上で、証明書を交付
- ④ 前記Q4にあるような通知対象外ではないことを確認した上、登録者あてに通知を発送

【イメージ】



Q 通知後に誰に対して交付したか知ることはできるのですか？

A 「保有個人情報開示請求」という手続きにより、交付請求書や申請時の添付資料を確認することができます。ただし、請求者の情報も個人情報保護の対象となるため、個人情報の保護に関する法律の規定により開示される情報が制限されることがあります。

Q 郵送又は電子申請で登録申請はできますか？

A 郵送又は電子申請での申請も受け付けます。

※さいたま市本人通知制度事前登録申込書は各区役所区民課で配付しています。また、さいたま市のホームページからダウンロードもできます。電子申請は、ホームページをご参照ください。

Q 郵送又は電子申請で登録申請をした場合、いつの交付分から通知がされますか？

A 郵送申請又は電子申請が各区に届いた後、受理をした日の翌開庁日の交付分から通知されます。

ほとんどの場合「届いた日＝受理日」となりますが、申請内容、添付資料等に不備があり受理ができなかったときは、資料が正しい受理できた日の翌開庁日の交付分から通知されます。

詳しくはこちらをご覧ください。

ホームページURL:

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/001/006/p010977.html>



予約制

回覧

さいたま 一日合同行政相談所



弁護士などの専門家が無料で相談に応じます! (要予約)

日時

9月17日(木) 10時30分～16時

場所

浦和コルソ 7階ホール

(さいたま市浦和区高砂 1-12-1 / JR浦和駅西口 徒歩2分)

参加
機関

法務局・労働局・埼玉県・さいたま市・年金事務所・
弁護士・税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・
土地家屋調査士・公証人・行政相談委員・関東管区行政評価局

予約

● 予約受付期間:

9月8日(火)～9月11日(金) 10時～16時

● 予約先: 関東管区行政評価局

TEL 050-3649-9770 又は 050-5896-9082

※ 予約電話が混み合い、つながりにくい場合があります(特に予約開始初日)。

※ 相談時間は25分です。予約制ですので、厳守をお願いいたします。

裏面もお読み
ください

このような困りごとはありませんか?

相 続: 不動産の名義変更手続、遺言など
税 金: 相続・贈与税の計算、申告方法など
年 金: 国民年金や厚生年金の制度、受給手続など
法律問題: 家庭問題、労働問題など
そ の 他: 国の行政機関の業務に関する相談など



【主催】総務省 関東管区行政評価局

【後援】埼玉県 【協力】さいたま市、埼玉行政相談委員協議会

※予約期間前のお問い合わせは、関東管区行政評価局 TEL 048-600-2311まで(平日10時～16時)

⚠ 注意事項

<予 約>

- 予約時に、①氏名、②電話番号、③相談概要をお伺いします。
- 予約電話が混み合い、つながりにくい場合があります（特に予約開始初日）。御理解いただきますようお願いいたします。
- 定員に達し次第、予約の受付を終了させていただきます。

<相談時間>

- 相談時間は25分です。予約制ですので、厳守いただきますようお願いいたします。
- 予約された方は、事前に相談内容を整理の上、御来場ください。

<その他>

- 当日お越しの際は、公共交通機関の御利用をお願いいたします。
- 荒天等の場合には、中止とさせていただく可能性もございます。あらかじめ御承知おきください。

総務省の行政相談について

- ◆ 行政相談は、国の行政機関等の業務に関する苦情、意見・要望等を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。
- ◆ 行政相談は、総務省行政相談センターのほか、総務大臣から委嘱される行政相談委員が受け付けています。
- ◆ 埼玉県内の相談窓口はこちら↓



行政相談センターきくみみ埼玉
(関東管区行政評価局) ホームページ

きくみみ埼玉



総務省行政相談センター

大砂土東公民館ニュース

大砂土東公民館



ホームページ

発行 さいたま市立大砂土東公民館
〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町 2-1445 電話 048-684-9226 FAX 048-687-9901

<公民館介護予防普及啓発事業>

脳トシ！ 筋トシ！ 笑ットシ！

【日 時】 10月6日(火)・20日(火)・11月17日(火)・12月1日(火)・15日(火)
10時～11時30分 (全5回)

【会 場】 大砂土東公民館 レクリエーションホール

【対 象】 市内在住の65歳以上の方(原則5回参加できる方)

【費 用】 無料 【定 員】 15名(抽選)

【講 師】 福祉レクリエーション・ワーカー 山崎 洋子 氏

【持ち物】 手ぬぐい(運動する際に使用します)・運動できる服装・室内用運動靴・
汗拭きタオル・筆記用具・飲み物

【申込み】 8月20日(木)9時から9月1日(火)17時までに公民館窓口または電話、
WEB(さいたま市生涯学習情報システム)でお申込みください。

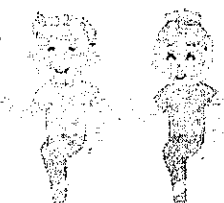
右上の二次元コードからも申込みができます。

※申込者が定員を超えた場合は抽選となります。

【抽選結果】 9月8日(火)9時から24日(木)17時までに公民館窓口または、
電話で必ずご確認ください。確認がない場合は、キャンセルとなります。

WEB申込みの方にはメールでお知らせします。マイページからも結果の確認ができます。

<WEB 申込み>



<公民館介護予防普及啓発事業>

シニアスマホ講座

1 回目は「アップデート」「ギガ」などの基本用語や、ニュースで耳にする最新のデジタル用語について、やさしく解説します。2回目は地図アプリの活用方法も学び、目的地の検索や行き方の確認、飲食店の調べ方、近くのバス停や時刻表の確認など、日常生活に役立つ使い方を身につけます。

【日 時】 10月9日(金)・16日(金) 10時～12時 (全2回)

【会 場】 大砂土東公民館 実習研修室

【対 象】 市内在住の65歳以上の方(原則2回参加できる方)

【費 用】 400円(教材費) ※講座 1 回目にお持ちください。おつりの無いようご注意ください。

【定 員】 20名(抽選) 【講 師】 PCインストラクター 宮田 学 氏

【持ち物】 ご自身でお使いのスマートフォン・筆記用具・上履き・飲み物

【申込み】 8月18日(火)9時から9月11日(金)17時までに公民館窓口または電話、
WEB(さいたま市生涯学習情報システム)でお申込みください。

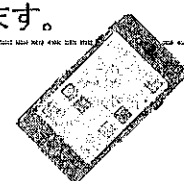
右上の二次元コードからも申込みができます。※申込者が定員を超えた場合は抽選となります。

【抽選結果】 9月14日(月)9時から30日(水)17時までに公民館窓口または電話で必ずご確認ください。
ご確認がない場合は、キャンセルとなります。

WEB申込みの方にはメールでお知らせします。マイページからも結果の確認ができます。

※申込期間終了後、定員に満たない場合は、抽選結果発表日から先着順で受付をします。

※本講座はスマートフォンの基本操作ができる方対象です。初めてスマートフォンを使う方、スマートフォンの操作に不慣れな方はご遠慮いただきますようお願いいたします。



<WEB 申込み>

パソコン相談サロン

パソコンやスマートフォンの使用に関する相談を受付します。毎月、見沼区内公民館を巡回して実施します。

【日 時】 **8月20日(木) 9時30分～11時30分**

【会 場】 大砂土東公民館 実習研修室

【講 師】 NPO法人 地域人ネットワーク 【対象】 どなたでも 【費用】 無料

【申込み】 当日直接お越しください(11時までに受付を済ませてください)。

【持ち物】 上履き・筆記用具・メモ用紙等・ご使用のパソコン等(電源ケーブルを含む)

※相談時間に制限がありますので、事前に相談内容を確認しておいてください。

なお、このサロンはパソコン教室ではありません。また、故障・修理は対応できません。

来月は **9月17日(木)に七里公民館 実習室** で開催予定です。

詳細はこちらから↑



予 告 公民館のつどいに展示!

詳しい内容は、公民館ニュース
9月号に掲載予定です。

布貼り絵を作ろう!

日時: **10月29日(木)**
11月 5日(木)

13時30分～
15時30分
<全2回>

2種類の絵柄
から選べます



樹脂絵画教室

～干支や季節の絵柄に挑戦!～

日時: **11月11日(水)・18日(水)**

13時00分～
16時00分
<全2回>

数種類の絵柄
から選べます



※「布貼り絵」「樹脂絵画」とともに、完成した作品は一旦お預かりし、11月21日(土)・22日(日)開催の「第42回大砂土東公民館のつどい」の中で展示します。

生涯学習総合センターからのお知らせ

生涯学習相談『えらべる』

生涯学習相談ボランティアが、みなさんの相談をお待ちしています。

◆ 公民館で活動する会員募集サークルを紹介いたします。

◆ 市内で開催される講座・イベントなど生涯学習に関する情報を提供いたします。

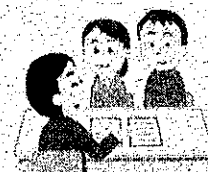
■ 相 談 日 8月19日(水)・9月9日(水)・9月30日(水)

■ 時 間 10時～13時

■ 会 場 生涯学習総合センター シーノ大宮センタープラザ7階(大宮駅西口 徒歩5分)

■ 申 込 み 不要です。当日会場へお越しください。

■ 問 合 せ 生涯学習総合センター(電話:048-643-5651)(FAX:048-648-1860)



公民館だより編集委員を募集します。詳しくは、大砂土東公民館までお問い合わせください。(平日9時から17時)

大砂土東公民館では、
「Saitama City Free Wi-Fi」が
利用できます。

【接続可能場所:実習研修室付近】



休館日 **8月24日(月)**

(点検・清掃日) **9月28日(月)**



★諸事情により、講座や催しの中止や変更をする場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。